

第1回 中部地方不法投棄対策連絡会

平成19年9月13日(木)
13時30分～15時00分
於：中部地方環境事務所

○議事次第

1. 開会 (中部地方環境事務所)
2. 連絡会設置趣旨説明 (中部地方環境事務所)
3. 対策事例紹介
 - (1) 国土交通省 不法投棄対策等の取り組みについて
(関東・中部・近畿地方整備局)
 - (2) 海洋環境保全推進月間における啓発活動等の実施状況について
(第四管区海上保安本部)
 - (3) 航空画像を利用した不法投棄等監視システムについて (岡崎市)
 - (4) 質疑応答
4. 来年の監視ウィークに向けた連携方策模索、意見交換
 - (1) 各縣市からの提案
 - (2) 意見交換
5. その他
6. 閉会

第1回中部地方不法投棄対策連絡会座席表

○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	豊橋市	長野市	豊田市	愛知県	東海農政局	関東地方整備局
○	名古屋市					中部運輸局
○	岐阜市					近畿地方整備局
○	金沢市					中部経済産業局
○	三重県					近畿中国森林管理
○	岐阜県					中部森林管理局
○	長野県					北陸農政局
○	福井県					中部管区行政評価
○	石川県					中部管区警察局
○	富山県					関東管区警察局
	岡崎市	第四管区海上保安	中部地方整備局	廃棄物・リサイクル対	事務局(中部地方)	事務局(中部地方環
	○	○	○	○	○	○

(お知らせ)

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置及び開催結果について

平成19年2月5日(月)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課
直 通：03-5501-3152
課 長：紀村 英俊(内線 6811)
課長補佐：大熊 一寛(内線 6812)
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
直 通：03-5501-3157
室 長：牧谷 邦昭(内線 6881)
室長補佐：矢口 和博(内線 6883)

不法投棄対策については、これまで、廃棄物処理法の改正による規制強化や「不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月15日)」に基づく取組等を実施してきたところである。さらに、ごみ不法投棄対策を国民運動として推進できるよう関係各省庁の連携を強化するため、標記の関係省庁連絡会議が設置され、本日、その第1回会議が開催された。

なお、この取組は、2月2日の安倍総理の指示(本文1参照)を受けたものである。

1 背景

去る2月2日の閣議後の閣僚懇談会において、ごみ不法投棄対策の推進について環境大臣及び総務大臣発言から発言があり、これを踏まえて安倍総理大臣より関係省庁が連携して取り組むようにとの指示があった。これを受けて、標記連絡会議が設置された。

2 連絡会議の概要

(1) 設置目的

循環型社会を構築し、不法投棄の撲滅を図るための廃棄物対策について、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、円滑な推進を妨げる諸問題を検討するとともに、その効果的な推進を図るため「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」を設置。

(2) 構成

議長は内閣官房副長官補。構成員は別紙1のとおり。
庶務は環境省の協力を得て内閣官房で行う。

3 第1回会議の概要

(1) 日時 平成19年2月5日(月) 午後2時15分～2時45分

(2) 場所 内閣府本府3階特別会議室

(3) 結果概要

標記連絡会議の設置が了承され、今後、関係省庁が連携して、不法投棄対策の一層の取組を進めることとなった。

具体的には、まず関係省庁が協力して、本年の「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」(5月30日～6月5日)において、自治体との連携のもと、監視パトロール、啓発活動等の取組を進め、その後、より幅広い不法投棄対策について検討していくこととなった。(別紙2参照)

別紙 1

議 長	内閣官房副長官補
構成員	内閣官房内閣審議官
	内閣府沖繩振興局長
	警察庁生活安全局長
	総務省大臣官房総括審議官
	農林水産省大臣官房技術総括審議官
	経済産業省産業技術環境局長
	国土交通省総合政策局長
	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

ごみ不法投棄対策の推進

—「美しい国」日本をつくるために—

1. 趣旨

「美しい国」日本を目指し、持続可能な社会を構築するため、全国各地域で進められているごみ不法投棄対策について、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進する。

○ 不法投棄対策については、これまで環境省を中心に、規制強化等を進めるとともに、地方自治体と連携し「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づく幅広い取組を実施してきたところであるが、今後の不法投棄対策においては、監視活動などにより不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化する必要がある。そのための取組を国民運動として盛り上げるため、「ごみ減量・リサイクル推進週間」として設定されている5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、具体的な監視活動や啓発活動を一齐に実施するなど取組を強化する。

2. 今後の取組み(案)

(1) 国民運動の展開

- ・ 3R活動推進フォーラム、環境省等主催のイベントの開催(5月30日開催予定)、3Rの推進、レジ袋の削減、家電の不法投棄対策等
- ・ 全国市長会主催の「ごみ不法投棄監視ウィーク推進フォーラム」(6月5日開催予定)
—関係省庁幹部が出席し、取組の強化への呼びかけを行う。

(2) 地域での取組み

- ① 地方環境事務所が中心となって、都道府県・市町村や地方の廃棄物関係団体等と連携し、排出事業者や一般住民に対する普及啓発活動や早期発見・早期対応のためのパトロール等を実施する。
(活動例) 自治体職員のスキルアップのためのセミナーの開催、一般向けリーフレット等の作成・配布、自治体との合同パトロール、市民団体・廃棄物関係団体と連携した一斉美化活動の実施 など
(環境省)
- ② 全国市長会が呼びかけ、約9割の市で実施している「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(例年6月)の活動を、全国の町村や都道府県にも呼びかけるなど、拡大を図る。
(活動例) 緊急撤去事業、不法投棄監視パトロール、住民等との連携による監視・通報、監視活動の普及啓発 など
また、取り組む市町村のインセンティブとなるよう、総務省の実施する「頑張る地方応援プログラム」との連携を図る。(「地方自治体が策定するプロジェクトの例」の中の「環境保全プロジェクト」に該当する事業として支援する。)
(総務省)
- ③ 農地や国有林における不法投棄の防止に向けた啓発やパトロール等を実施。(農林水産省)
- ④ 河川等における、住民等との連携による不法投棄の監視パトロール、ごみ回収等に係る活動の推進。
(国土交通省)

(3) 関係省庁の連携による取組み

関係省庁連絡会議により、連携した取組みを進める。また、今後政府として取組みのパッケージを検討する。(内閣官房が環境省の協力を得て設置・運営。メンバーは、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁等の局部長クラス。)

環廃産発第 070326011 号
平成 19 年 3 月 26 日

各都道府県知事 殿

環境事務次官

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

平素より環境行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

廃棄物の不法投棄対策につきましては、数次にわたる廃棄物処理法の改正により、罰則の強化や排出事業者の責任強化等の規制強化を図るとともに、平成 16 年 6 月に策定した「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づく幅広い取組を推進してきましたが、今般、監視活動など不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組を進めていくことといたしました。

その取組として、まず、別添実施要綱により 5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体、市民等が連携して、具体的な監視活動や啓発活動を一齐に実施することにしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、各種事業の実施に御協力をいただくとともに、貴管下市町村及び関係団体に対しても周知、協力いただきますようよろしく御配意願います。

平成19年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱

1 名 称 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

2 趣 旨

我が国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成への取組が進められているところである。

循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題である。

不法投棄対策については、これまで廃棄物処理法の規制強化とともに、環境省を中心に、都道府県等と連携しつつ「不法投棄撲滅アクションプラン」（環境省：平成16年度）に基づく幅広い取組が進められてきた。また、市町村においては、住民等の協力を得て、地域における監視活動や啓発事業が行われており、昨年には全国市長会が主催した全国一斉の不法投棄監視の取組が実施されたところである。さらに、企業においても、事業所周辺の清掃活動や自らの産業廃棄物の適正処理等を進めているところである。

今後は、このような各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄を発生させない環境づくりを一層進めることが重要である。このため、今般、「ごみ減量・リサイクル推進週間」である5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）をあわせて「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、ごみの不法投棄対策の取組を強化することとする。

3 期 間 平成19年5月30日（水）～6月5日（火）

4 実施主体及び
関係機関 環境省、関係府省等、都道府県、市町村、全国知事会、
全国市長会、全国町村会、企業、NPO・NGO等、
3R活動推進フォーラム

5 取組内容

上記3及びその周辺の期間（前後1週間程度）において、地域の実情に応じて、例えば以下のような事業を展開する。

都道府県及び市町村は、自らの取組を推進するとともに、各主体の連携の促進に努める。

（1）実践活動

- ・自治体、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動
- ・一斉美化活動
- ・リデュース・リユース・リサイクル活動

（2）普及・啓発事業

- ・ポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発
- ・シンポジウム、セミナー、講演会
- ・研修会、施設見学会、環境教育活動
- ・パネル展示などのキャンペーン活動

（3）その他これらに類する事業

平成19年度 中部事務所における不法投棄対策の取組

主催者	事業名等	実施期日等	場所	概要 (不法投棄対策に関するもののみ)	共催・協力団体
中部地方 環境事務所	不法投棄監視カメラ設置事業	通年	管内12か所	管内各市の協力を得て、不法投棄が懸念される場所に不法投棄監視カメラの設置を行う。	管内地方公共団体
中部地方 環境事務所	PRグッズ配布等による普及啓発	5～6月	名古屋市 豊田市 美濃加茂市 金沢市 福井市 など	所管施設や管内で開催されるイベントなどで、PRグッズや啓発パンフの配布等を行い、3Rや廃棄物の適正処理の推進について普及啓発を行う。	管内地方公共団体
中部地方 環境事務所	中部エコライフ・フェア2007における普及啓発	6月16,17日	名古屋市内	中部地方環境事務所が主催する「中部エコライフ・フェア2007」において、3Rや廃棄物の適正処理の推進についても普及啓発を行う。	管内地方公共団体 関係機関
地方公共団体、 関係機関等	不法投棄防止関連協議会への出席	5月、2月	富山県	地方公共団体、関係機関等からなる不法投棄防止に関連する協議会に出席し、廃棄物の適正処理推進のための施策等について、説明等を行う。	管内地方公共団体等

国土交通省 不法投棄対策等の取り組み

H19.9.13

	事業名	実施期日等	実施主体	場 所	概 要
1	建設リサイクルの推進	通年	国土交通省	全国	建設副産物に関する排出抑制、分別解体、再資源化・縮減、適正処理を推進するため、建設リサイクル法、建設リサイクル推進計画2002、建設副産物適正処理推進要綱等に基づいて実施。
2	協議会等への参加	通年	国土交通省	全国	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などが主催する不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るために関係者が情報交換を行う協議会等に参画。
3	河川・海岸の清掃及び巡視	通年	国土交通省の河川・ダム・海岸関係事務所	直轄管理区域内	河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施 河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。 不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。
4	住民参加による清掃活動の実施や普及啓発活動の実施	随時	国土交通省の河川・ダム関係事務所	直轄管理区域内	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。 不法投棄防止に向けて普及啓発するため、直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ、パンフレット、ポスターなどを作成し、広報誌、新聞、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、広く周知。
5	河川、海岸愛護月間の実施	7月	国土交通省	全国各地	国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のゴミ関係の施策として以下の施策等を推進。 ・良好な河川、海岸の環境の創出のためのゴミの清掃 ・直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施 ・河川や海岸にゴミ等を投棄しないよう呼びかけを行う等の啓発活動
6	直轄国道の維持管理 ①道路パトロール ②道路清掃 ③不法投棄注意看板設置	通年	国土交通省の道路関係事務所	直轄管理国道	①道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。 ②道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。 ③頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。
7	ボランティア・サポート・プログラム	通年	国土交通省の道路関係事務所	直轄管理国道	住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。
8	平成19年度「道路ふれあい月間」	8月	国土交通省、都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	全国	道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開しているが、その一環で地域住民等が主体となり道路清掃をやっている事例がある。)
9	定期的な海岸清掃及び啓発活動の実施	通年	国土交通省の港湾事務所	直轄管理区域内	①海岸パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見された場合は、海岸管理者に連絡し撤去を依頼。 ②頻繁にごみ不法投棄等がある場所においては、注意喚起看板の設置

近畿地方整備局における不法投棄対策について

■大和川環境整備連絡協議会

○目的

大和川におけるゴミ等の不法投棄などによる環境保全上の障害に対して、関係機関がその対策を調整することにより、大和川の環境の整備及び堤防等の保全を図る。

- (1) ゴミ等の不法投棄防止のための指導・広報活動
- (2) 河川の公園等の利用計画
- (3) 河川愛護団体に対する表彰 等

○設立

昭和45年

○構成

国土交通省、大阪府、大阪府警察本部、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、泉州水防事務組合

■ゴミマップの作成（近畿管内全川・円山川を除く）

事務所のHPにて、ゴミマップを作成し、清掃活動の様子、処理量等を掲載することにより利用者のゴミ投棄に対する意識向上を図り防止を呼びかける。

■一斉清掃（近畿管内全川）

地方自治体、地域住民、地域団体の協力を得て活動。

（大和川・石川クリーン作戦等、瀬田川リパブレ隊、木津川クリーン作戦、揖保川・林田川クリーン作戦等）

■不法投棄の是正看板の設置

（例）「空き缶やゴミくずは持ち帰りましょう」「ゴミ捨て禁止（河川法により処罰されます）等の看板を設置して利用者への啓発活動。

■不法投棄ゴミへの警告文書の貼付

■フェンスの設置

防護柵、木柵等を設置することにより不法投棄の防止。

■車止めの設置

不法投棄される箇所への自動車やトラック等による進入を防止する。

■河川巡視パトロールの実施

不法投棄を発見した場合は、注意、指導、指示等を行っている（淀川）
場合によっては所轄警察署と連携した対応を行う。（淀川）

淀川

Yodogawa river office
淀川河川事務所



淀川交流広場 | 新着情報 | 淀川LIVE情報 | 淀川を楽しむ | 安全に基づき | 淀川を知る | **淀川での取り組み** | 淀川談話室

HOME > 淀川での取り組み > 淀川の維持管理 > 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップ

守ろう淀川!ゴミ不法投棄をゼロに! 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップを作成しました。

淀川は、流域に暮らす皆さんを洪水の被害から守り、日々の生活に欠かせない命の水を運んでいます。
憩い・安らぎの場所として、また多くの野鳥や魚がすむ自然環境として重要な役割を担っています。しかし、淀川のいたるところでゴミが数多く捨てられ、淀川的环境や利用に大きな影響を与えているのが現状です。
淀川河川事務所ではこのような現状を流域の皆さんに知っていただき、ゴミの不法投棄をなくしていこうという目的で「不法投棄なくそうマップ」を作成しました。流域の皆さんと力を合わせ、淀川からゴミの不法投棄をなくして潤いのある豊かな水辺を取り戻しましょう。





[淀川交流広場](#)
[新着情報](#)
[淀川LIVE情報](#)
[淀川を楽しむ](#)
[安全に暮らす](#)
[淀川を知る](#)
[淀川での取り組み](#)
[淀川談話室](#)

HOME > [淀川での取り組み](#) > [淀川の維持管理](#) > 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップ>福島出張所

福島出張所エリア

地図をクリックすると拡大されます



不法投棄をなくそうマップ

[◀ BACK](#) [▶ MENU](#)

HOME > [淀川での取り組み](#) > [淀川の維持管理](#) > 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップ>福島出張所

[淀川モバイルネット](#)
[サイトマップ](#)
[プライバシーポリシー](#)
[ヨドリアーネット\(リンク集\)](#)

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
 〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10 TEL.072-843-2861 [アクセスマップ](#) [淀川ご意見箱](#)



淀川交流広場 新着情報 淀川LIVE情報 淀川を楽しむ 安全に暮らす 淀川を知る **淀川での取り組み** 淀川談話室

HOME > 淀川での取り組み > 淀川の維持管理 > 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップ<毛馬出張所

毛馬出張所エリア

地図をクリックすると拡大されます



不法投棄なくそうマップ

◀ BACK ▲ MENU

HOME > 淀川での取り組み > 淀川の維持管理 > 淀川河川事務所管内不法投棄なくそうマップ<毛馬出張所
[淀川モバイルネット](#) [サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [ヨドリバーネット\(リンク集\)](#)

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
 〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10 TEL.072-843-2861 [アクセスマップ](#) 淀川ご意見箱

岡崎市資料

航空画像を利用した不法投棄監視システム

航空写真を解析した

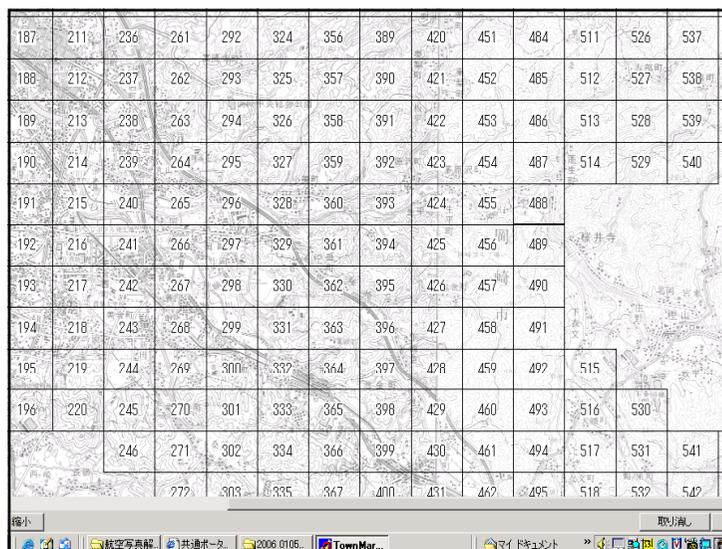
不法投棄等システム

1

不法投棄の発覚

ほとんどが**通報**

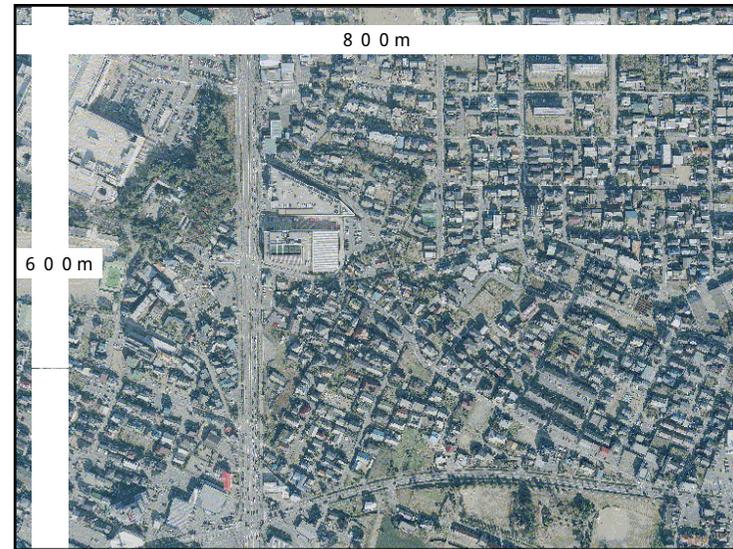
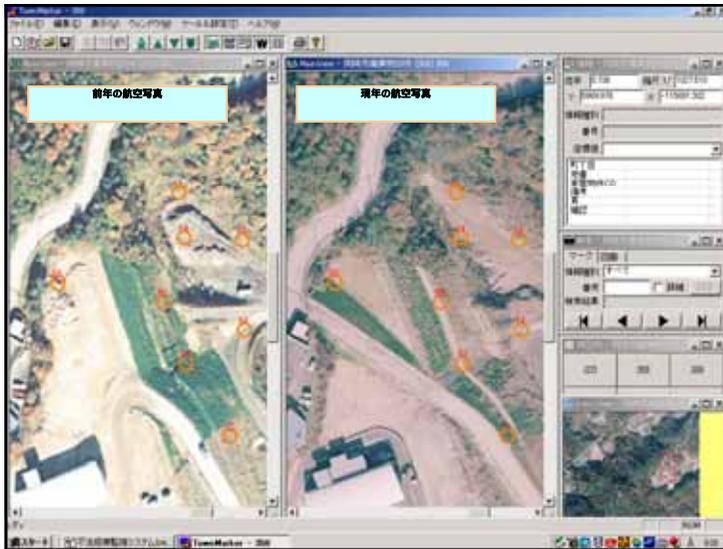
2



システムの特長

- 広域を対象に、個々の変化を網羅
- 場所を限定した監視
- 時系列で監視

4



システムの有効性

長所

- ・広域的、網羅的な監視
- ・解像度は25cm
- ・二次利用で撮影代はゼロ

短所

- ・年1回の撮影で次の撮影まで把握できず

7

対象項目

- ・最終処分場
- ・建物がなくなった
- ・森林などが伐採された
- ・重機がある
- ・10m²以上の土地造成
- ・色の变化
- ・2台以上の不自然な車

8

除外項目

- 乗用車がある
- 工場敷地内
- 車で入っていけない
- 農地
- 利用目的が明確
- 民家の庭の改変

9

全調査地点2,162カ所

不適正地点

116カ所

10



ほとんどが小規模だが、

不法投棄の芽をつぶすことが
できた

効率的なローラー作戦で
全てチェックできた

12

